

# 人・農地プラン(概要)

- 皆さんの地域の農業を発展させていくためには、人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。
- 皆さんの集落・地域において徹底的な話し合いを行って「人・農地プラン」の作成(見直し)を進めましょう。

## 1 人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。

☆ 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域において話し合ってください、次のことを決めていただきます。

### 〈地域における話し合い〉

- 今後の中心となる経営体(個人、法人、集落営農)はどこか
- 地域の担い手は十分確保されているか
- 将来の農地利用のあり方
- 農地中間管理機構の活用方針
- 近い将来の農地の出し手の状況(いつ頃、どのくらい出す意向か)
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)の役割分担を踏まえた地域農業のあり方(生産品目、経営の複合化、6次産業化)

### 〈集落における話し合いにあたって〉

- 人・農地プランの範囲は、複数集落や学区等のエリアが基本ですが、地域の実情を踏まえて旧市町村単位や集落単位など適切なエリアに見直して下さい。
- 新規就農者や新規参入者(農業法人、企業等)も話し合いから参加できるように、広報、ホームページ等を通じてできるだけ幅広く周知しましょう。

## 2 人・農地プランには、様々なメリット措置があります。

☆ 人・農地プランに位置付けられると、

- 農業次世代人材投資事業(経営開始型) → 原則45歳未満の認定新規就農者で独立・自営就農する方(※準備型(研修中)は、人・農地プランと関係なく給付します。)
- スーパーL資金の当初5年間無利子化 → 認定農業者
- 経営体育成支援事業 → 適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等の方

☆ 農地中間管理機構に農地を貸し付けると、

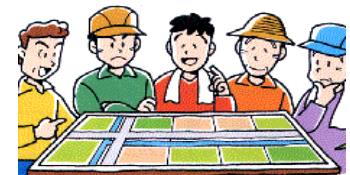
- 経営転換協力金・耕作者集積協力金 → 農地を貸し付ける方
- 地域集積協力金 → 地域で一定割合以上の面積をまとめて貸し付ける地域

といった支援を受けることができます。

## 3 人・農地プランは、定期的に見直してください。

☆ プランを決めても、定期的(1年に1回)に見直してください。

- 一年経てば、状況は変わります。その状況を踏まえて、地域の将来展望が描けるよう見直しをしましょう。



# 人・農地プラン(推進方策)

- 市町村の広報、ホームページによる周知や、地権者、担い手へのアンケート等を通じて、集落・地域内外のできるだけ多くの方に幅広く参加してもらうことが大切。



## 1 人・農地プランは、作成する地域の農業事情に応じて最もふさわしい方法で進めて下さい。

- ➡ その地域に、今後の地域農業を支える担い手がいれば、これらの経営体も入って、地域農業の将来像をどう描くかを話し合しましょう。
- ➡ 担い手が十分でない場合は、話し合いを通じて、地域内の農地をできるだけまとまった形で農地中間管理機構へ貸し付けて、地域の農地を任せられる者を見いだしましょう。

## 2 人・農地プラン作成の一般的な手順

- ➡ 集落・地域における話し合いがうまくいくかどうかは、市町村、関係機関の事前準備にかかっています。
- ➡ 話し合いの前に、農家の意向確認や中心となる経営体の候補との意見交換などを行っておくことがスムーズな話し合いにつながります。話し合いの日程を前広に公表し、地域に関心を持つ新規就農者や新規参入者に話し合いの段階から参加してもらいましょう。

### 市町村・関係機関が行うこと(例)

- 地域内の農業者に対し、
  - ・ 地域農業の将来の見通し  
〔農地の有効利用、継続可能な経営〕
  - ・ 地域農業の今後の方向性  
〔今後の地域農業を支える担い手がいるか、足りているか  
新規就農等をどうするかなど〕
  - ・ 自らの経営や農地を今後どうするか。等をアンケート等で確認。
- 集落における地権者のリーダー役と話し合いの段取りについて打ち合わせ
- 話し合いの日時及び場所をあらかじめ公表

### 集落・地域における話し合い

- 集落・地域内外の多くの方に（経営者だけでなく、奥さんや息子、その地域に関心を示している農業法人、新規就農者等も）参加し、発言してもらう
- 市町村、協議会のメンバーとなる方々も参加
- アンケート結果等を基に、
  - ・ 地域農業を支える担い手は誰か
  - ・ 担い手は十分なのか
  - ・ 担い手が十分いなければ、新規参入をどうするか
  - ・ 農地中間管理機構をどう活用するか
  - ・ 担い手とそれ以外の農業者の役割分担を踏まえた今後の地域農業のあり方等を話し合ってもらおう。

### 市町村による検討会の開催

- 市町村は、左の話し合いを受けて、人・農地プラン原案を作成
  - 市町村は、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会を開催し、原案の妥当性等を審査・検討する。
- 〈検討会メンバー〉
- 地域農業再生協議会のメンバーのほか、必ず大規模個別経営、法人経営者、集落営農の代表者等が出席
  - 女性農業者の参画は必須とし、概ね3割以上は女性農業者で構成

- 適当と判断されたものは  
市町村が人・農地プランとして正式決定
- プランの区域や状況等を公表

# 人・農地プランのアンケートの例

## 地域農業の将来（人と農地の問題）に関するアンケート調査 （イメージ）

〇〇市

この地域の農業に関して、みんなで考えましょう。

- ◇ 全国の農業をめぐる状況を見ると、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。皆さんの集落・地域はいかがですか。
- ◇ この集落・地域に暮らす農家の皆さんに、農業の将来、特に、どのような経営体を中心となって地域農業を引っ張っていくのか、どうやって中心となる経営体に農地を集めていくのか、といった「人と農地の問題」について、真剣に考えていただきたいと思います。
- ◇ 今後、この集落・地域の皆さんに話し合ってください予定ですが、このアンケートはその際の参考資料を準備するためのものです。あなたの家の経営主だけでなく、奥さん、息子さん、お嫁さんなど、農業に関わっている方がお一人ずつ回答して下さい。（該当欄に「○」を記入して下さい。）

**Q 1 あなたの集落・地域の農業（人と農地）は、放っておくと10年後にどのようなになっていると思いますか。**

- ① 問題ない状態（耕作放棄地は発生せず、各世代の農業者によって持続的な農業が営まれている）
- ② 次のような問題を生じている  
[問題と思われる課題を回答して下さい。（複数回答可）]  
 ②-（1） 農地が利用されず耕作放棄地が増加する  
 ②-（2） 地域を支える安定した経営体（個人・法人・集落営農）がない  
 ②-（3） 若年の農業者が減少し、高齢化が一層進む

**Q 2 あなたの集落・地域には、現在、今後の地域農業の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）がいますか。**

- ① 次のような経営体がある  
[いると思う経営体を選択して下さい。（複数回答可）]  
 ①-（1） 個人経営  
 ①-（2） 法人経営  
 ①-（3） 集落営農
- ② いない

**Q 3 あなたの集落・地域の農業（人と農地）を持続可能なものとするために、今後どうしたらよいと思いますか。**

- ① 何もしなくてよい
- ② 存在する地域の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）に農地を集積し、そこに青年就農者（新たに就農する若い人）が参加していくことが必要  
[集積の対象として適当と思う経営体を選択して下さい。（複数回答可）]  
 ②-（1） 個人  
 ②-（2） 法人  
 ②-（3） 集落営農
- ③ 今後、地域の中心となる経営体を創出し、そこに農地を集積したり、青年就農者が参加したりすることが必要  
[地域の中心となる経営体の候補を選択して下さい。（複数回答可）]

- ③-（1） 集落内の個人
- ③-（2） 集落内の法人
- ③-（3） 集落営農
- ③-（4） 集落外の個人・法人
- ③-（5） 一般企業

**Q 4 あなたの集落・地域に青年就農者（新たに就農する若い人）が入ってくる必要があると思いますか。**

- ① 特に必要ない（既に必要数の青年農業者がいる）
- ② 現在は必要としていないが、将来を考え早い段階で確保する必要がある  
 ②-（1） 青年就農者の候補はいる  
 ②-（2） 青年就農者の候補はいない
- ③ 今すぐ確保する必要がある  
 ③-（1） 青年就農者の候補はいる  
 ③-（2） 青年就農者の候補はいない

**Q 5 あなた自身の経営（個人・法人・集落営農）は、地域の中でどういう位置付けだと思いますか。**

- ① 地域の中心となる経営体である
- ② 今は地域の中心となる経営体ではないが、将来的には目指していく考え
- ③ 今は地域の中心となる経営体ではなく、将来的にも考えていない

**Q 6 あなた自身の経営（個人・法人・集落営農）を今後どうしていくおつもりですか。**

- 【Q 6-1 農地に対する考え方】**
- ① 農地の受け手となり規模を拡大していく
  - ② 現状維持
  - ③ 農地の出し手となる

- ③-（1） 農地中間管理機構に貸し付ける
- ③-（2） 農地中間管理機構には貸し付けない

**【Q 6-2 後継者に対する考え方】**

- ① 後継者の目処はついている

[後継者の候補を選択して下さい。]

- ①-（1） 経営主の家族
- ①-（2） 法人の役職員
- ①-（3） 集落営農の構成員
- ①-（4） その他

- ② 後継者の目処はついていない

# 人・農地プランの参考様式①

(参考様式第1号)

## 人・農地プラン

関係する集落名を全て記入

市町村名	集落/地域名	当初作成年月	更新年月(1回目)	更新年月(2回目)	更新年月(〇回目)

### 1. 今後の地域の中心となる経営体(担い手)

概ね5年程度の計画を記載

該当するものに「〇」を記入

該当するものに「〇」を記入

属性	経営体(氏名)	経営者・代表者の年齢	構成員(従業員)	現状【平成〇〇年度】		計画【平成〇〇年度】		農地中間管理機構からの借入希望の有無	新規就農・6次産業化・高付加価値化・複合化・低コスト化・法人化等の取組	取組年度	活用が見込まれる施策				備考	
				後継者の有無	経営内容(作目)	経営規模(ha、頭数等)	経営内容(作目)				経営規模(ha、頭数等)	農業次世代人材投資事業(開始型)	スーパードリフト資金の金利負担軽減措置	経営体育成支援事業		その他( )
認農法	A法人(a氏)	才	2 (5) 名					〇								
集	B集落営農組合(b氏) 認農:c氏 認農:d氏	才	22 (15) 名					〇								
	E氏	才	3 (1) 名					〇								

・認定農業者または認定新規就農者が構成員である場合は、認定農業者の氏名を「認農:氏名」、認定新規就農者の氏名を「認就:氏名」として記入

#### 【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、法人化や農地利用集積を行うことが確実と見込まれる集落営農、効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体などの担い手がいれば、当該経営体等の意向を確認した上で位置づけるようにしてください。
- ※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
- ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。集落営農の構成員である認定農業者については、その全ての認定農業者の「認農:氏名」を記載します。
- ※ 計画欄については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画欄についても同じ。)
- ※ 「新規就農・6次産業化・・・等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が見込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する県単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

### 2. 1から見た地域における担い手の確保状況

1を踏まえて該当するものに〇

担い手は十分確保されている / 担い手はいるが十分ではない / 担い手がない

# 人・農地プランの参考様式②

## 3. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	
担い手の分散錯圖を解消する	
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	
その他[右欄に自由に記載]	

該当する取組事項に「○」を記入(複数可)

## 4. 3についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	
その他[右欄に自由に記載]	

該当する取組事項に「○」を記入(複数可)

## 5. 近い将来農地の出し手となる者と農地

〔国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。〕

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状 〔平成〇〇年度〕		計画 〔平成〇〇年度〕		利用しなくなる農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無	
		経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)		農地面積	貸付時期
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha
	才		ha		ha	ha		ha

※ 筆ごとの具体的な貸付等の計画がある場合は、「別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地」に記載します。

## 6. 今後の地域農業のあり方

今後の地域農業のあり方(地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて)

取組事項	対応	コメント
生産品目の明確化		今後、集落としてどのような取組を行い地域農業を維持・発展させていくか等を具体的に記入
複 合 化		
6 次 産 業 化		
高 付 加 価 値 化		
新 規 就 農 の 促 進		
そ の 他 [ ]		

該当する取組事項に「○」を記入(複数可)

耕作放棄地の解消、農産加工・販売に取り組む女性農業者グループ等の経営体育成支援事業の活用などを記載

# 人・農地プランの参考様式③

## 別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の出し手となる者の意向に基づき、貸付等の意向を持っている農地について、筆ごとの情報を記入

近い将来農地の 出し手となる者 (氏名)	耕地地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号		貸付等の区分(m <sup>2</sup> )			農地中間管理 機構への貸付 を予定
					貸付	作業委託	売渡	

農地台帳に記載されている面積を記入

具体的な農地集積の時期が未定  
であれば空欄でも可能

【 記載上の注意 】

※ 「5. 近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。

※ 国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることができます。

※ 農地利用図の添付は必須ではありません。